

# 屋外広告物規制の見直しについて、 市民の皆様の意見を募集します。

【募集期間】令和6年10月18日（金）から令和6年11月18日（月）まで  
（必着。）

## 1 屋外広告物の規制の見直しについて

藤沢市では、平成20年4月に「藤沢市屋外広告物条例」（以下「条例」という。）を施行し、良好な景観の形成や風致の維持又は公衆に対する危害の防止を求めるとともに、屋外広告物の設置可能な場所や規模等について基準や規制を定めており、現在、屋外広告物規制の見直しを検討しております。

## 2 見直しを行う趣旨・経緯・背景

屋外広告物は、老朽化した屋外広告物の落下事故等による人命に関わる重大事故が発生した例もあり、安全性の確保がより一層求められております。また、条例が施行されてから、約15年が経過する中で、国土交通省発行の「屋外広告物条例ガイドライン」の改訂（平成28年）や「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」の策定（平成29年）が行われております。

本市における条例施行後の屋外広告物の許可状況は、令和4年度末時点で、10年以上に亘り継続設置しているものが約3分の2を占めており、令和8年度には設置から20年を超える継続許可申請が想定されます。「屋外広告物点検基準（案）」によると屋外広告物の構造部分の耐用年数は概ね10年から20年とされていることから、継続設置される屋外広告物に対し資格者による点検を義務化することで安全性を確保し、適正に管理されるよう条例の厳格化をするものです。

また、条例制定以降、屋外広告物を取り巻く状況の変化に対応するため、条例の一部緩和をするものです。

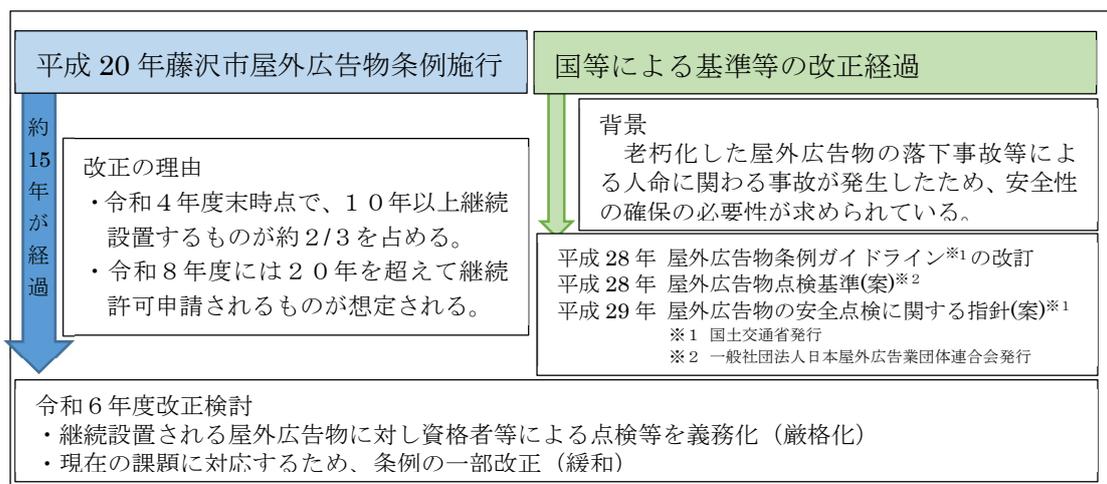


図 1 屋外広告物規制の見直しする経緯・背景について

### 3 見直しの内容について

#### (1) 屋外広告物の管理義務者の追加（厳格化）（表1）

現行条例では、屋外広告物の管理を「表示者、設置者、管理者」に義務付けておりましたが、今回の見直しでは、補修その他必要な管理や良好な状態に保持する管理義務者として、「所有者、占有者」を追加するよう改正するものです。

#### (2) 継続許可申請の際の安全点検の見直し（厳格化）

##### ア 安全点検の義務化（表1）

現行条例では、継続許可申請時に「屋外広告物自主点検結果報告書」の提出を受けることにより、自主点検の結果を確認しておりますが、条例に安全点検の義務が明確に示されておりました。今回の見直しでは、継続許可申請時等に安全点検を義務付けるとともに、「屋外広告物安全点検報告書」の提出を求め、安全性の確保をするものです。

##### イ 資格者等による点検の義務付け（表1）

現行条例では、高さが4mを超える屋外広告物には「屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、職業訓練指導員免許」による安全管理を義務付けておりますが、高さが4m以下の場合には点検者の資格要件を求めておりました。今回の見直しでは、新規許可申請で既存の掲出物件を利用する時及び継続許可申請時に、屋外広告物の高さにかかわらず、資格者等が劣化、損傷の状況を確認し、安全点検をすることを義務付けます。また、点検の資格要件として、今までの資格要件に1級建築士、2級建築士及び屋外広告物点検講習会修了者を追加するものです。

		現行条例	見直し後
管理義務者		表示者、設置者、管理者	左記に「所有者及び占有者」を追加
安全点検の義務		点検の義務なし (屋外広告物自主点検結果報告書に基づき点検)	<b>点検の義務化</b> 屋外広告物安全点検報告書に基づき点検
点検者の資格要件 (資格者等)	高さが4m超えの屋外広告物	[資格要件あり] ・屋外広告士 ・屋外広告物講習会修了者 ・職業訓練指導員免許 ・県知事が上記と同等以上と認める者	[資格要件あり] ・屋外広告士 ・屋外広告物講習会修了者 ・職業訓練指導員免許 ・1級、2級建築士 ・屋外広告物点検講習会修了者 ・市長が上記と同等以上と認める者 ※のぼり旗、広告幕等簡易なものを除く
	高さが4m以下の屋外広告物	[資格要件なし]	

表1 管理義務者、安全点検の義務化、資格要件及び点検項目の見直し

## ウ 点検報告書の見直し及び点検項目の拡大

安全に係る点検報告書の様式を見直し、点検項目については、国土交通省発行の屋外広告物の安全点検に関する指針(案)(平成29年)を参考に、現行の5項目から17項目に細分化するとともに、広告物ごとに報告書の提出を求め、安全点検の強化を図るものです。

**点検項目を  
5項目  
から  
17項目  
に拡大**

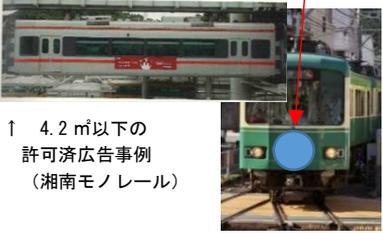
図2 点検報告書の改正イメージ

### (3) 電車や路線バスの外面利用広告の許可基準の整理(緩和)

現行条例では、電車や路線バスの外面利用広告につきましては、表示面積の合計が4.2㎡を境に許可基準を定めております。表示面積の合計が4.2㎡以下に該当した場合には、電車のヘッドマークの表示や、路線バスの後面のみのラッピング広告が表示できない状況です。しかし、表示面積の合計が4.2㎡を超える場合は、許可基準では電車のヘッドマークや、路線バスの後面へのラッピング広告が可能というように、表示面積により広告掲出の許可基準が異なっておりました。

今回の見直しでは、表示面積の区分を廃止するとともに、電車のヘッドマークや路線バスの後面のみのラッピング広告も可能とするよう改正するものです。

現行条例(表示面積ごとに区分し、許可基準を規定)

	電 車		自 動 車 等		
			路 線 バ ス		路線バス以外
① 表示面積の合計が4.2㎡以下	前後面	× 広告不可 (ヘッドマークのみの表示ができない)	前面	× 設置不可	
			後面	○ 従来広告1件は設置可(0.6m×1.0m以下) × 後面のみのラッピング広告の表示ができない	前面は設置不可、側面及び後面は、それぞれ表示面積の限度あり
	 <p>↑ 4.2㎡以下の許可済広告事例(湘南モノレール)</p>		 <p>4.2㎡以下の→許可済広告事例(江ノ電バス)</p>		
② 表示面積の合計が4.2㎡超	前後面	○ ラッピング広告可 ○ 全体(側面を含む)で4.2㎡を超える場合は、ヘッドマークの表示が可能	前面	×	
			後面	○ 全体(側面を含む)で4.2㎡を超える場合は、後面へのラッピング広告の表示が可能	
	 <p>4.2㎡超の許可済ラッピング広告事例(江ノ電)→</p>		 <p>4.2㎡超の許可済ラッピング広告事例(江ノ電バス)→</p>		



見直し後(車両の種類ごとに区分し、許可基準を規定)

	電 車		自 動 車 等		
			路 線 バ ス		路線バス以外
表示面積によらない					表示面積は4.2㎡以下
前後面	○ 面積に関係なくラッピング広告可 ○ ヘッドマークのみの設置も可(改正前は不可)		前面	×	
			後面	○ 従来広告可 ○ 後面のみのラッピング広告も可(改正前は不可)	設置基準は、現行条例から変更なし
	 <p>※改正後のイメージ</p>		 <p>※改正後のイメージ</p>		

図3 電車や路線バスの外面利用広告の許可基準の改正概要

#### (4) 切り文字等によるビル名称等の高さ規制の緩和（緩和）

現行条例では、壁面利用広告物の設置の際には、許可地域により10m以下かつ3階の窓下までとする等の高さ規制があり、規制を超えた位置に、ビル名称等を設置できない規定となっております。今回の見直しでは、ビル名称等の壁面広告物は、街における目印となるなどのわかりやすさ等の観点から、切り文字等による建物に必要なビル名称等に限り、高さ規制を緩和する改正をするものです。

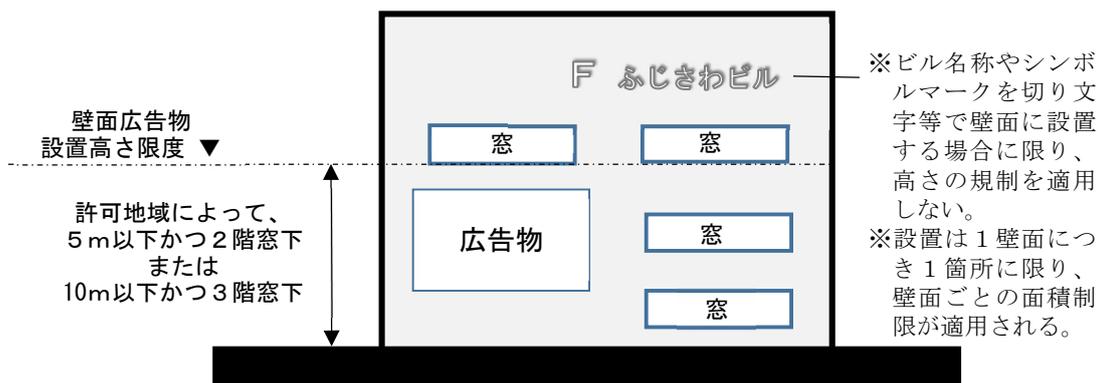


図4 ビル名称等の設置イメージ

#### (5) 広告幕及びのぼり旗の許可期間の延長及び手数料の見直し（緩和）

現行条例では、広告幕やのぼり旗の許可期間について1月を限度としていたことから、継続して表示する場合には月ごとの申請が必要となり、申請者の負担となっております。近年の広告幕及びのぼり旗については、製作技術の進歩により耐久性のある素材が使用され、安全性を確保し継続して掲出することが可能となっております。これらを踏まえ、今回の見直しでは許可期間の限度を6月とし、許可手数料については、許可期間ごとに算定できるよう改正するものです。

	現行条例	見直し後
のぼり旗 広告幕	1月以内	6月以内

表2 許可期間

	現行条例	見直し後
のぼり旗	100円	1月毎100円
広告幕	200円	1月毎200円

表3 許可手数料

## (6) 標識票の貼り付け義務の廃止(緩和)

現行条例では、屋外広告物の許可を受けた者に対し、屋外広告物の物件ごとに、市が発行した標識票(図5)の貼り付けを義務付けております。標識票については、実情として高さや位置等の関係から、貼り付けができない屋外広告物も多くあります。今回の見直しでは標識票及び標識票に係る罰則規定を廃止するものです。



(図5) 標識票

## 4 今回の見直しに係る条例改正のスケジュール(予定)

令和6年12月頃 藤沢市都市景観審議会に条例の改正案を諮問  
令和7年 2月 市議会定例会に改正条例議案を上程  
7月 改正条例の施行

## 5 意見募集の実施概要

### (1) 件名

屋外広告物規制の見直しについて

### (2) 募集期間

令和6年10月18日(金)から令和6年11月18日(月)まで  
(必着。)

### (3) 意見等を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、その他利害関係者

### (4) 意見等の提出方法

見直しの内容をご覧の上、意見提出用紙又は任意の用紙に意見と住所、氏名(法人等の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名)、上記「(3)意見等を提出できる方」のいずれに該当するかを明記し、次の方法により、街なみ景観課へ提出してください。

#### ア 郵送

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市役所 計画建築部 街なみ景観課

#### イ ファクシミリ

0466-50-8223

#### ウ 持参

##### (ア) 受付場所

藤沢市役所 計画建築部 街なみ景観課  
(藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所分庁舎3階)

### **(イ) 受付時間**

午前8時30分から午後5時00分まで

(土曜日、日曜日、祝日は除く)

※藤沢市ホームページ上の「パブリックコメント専用提出フォーム」による提出も可能です。

※電話での受付はできませんのでご了承ください。

### **(5) 意見等に対する考え方の公表**

受け付けた意見等は類型化し、市の考え方を付して公表します。なお、提出されたご意見は、個人情報に関する箇所を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

### **(6) 実施主体**

藤沢市

### **(7) 問い合わせ先**

藤沢市役所 計画建築部 街なみ景観課

電話番号：0466-25-1111 (内線 4261)

以 上